

鎌倉市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。)第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議等を行うため、同法第6条第1項に基づく鎌倉市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域交通法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告
- (4) 地域交通法第2条第1号に規定する地域公共交通に関して、必要な協議として協議会が認めるもの

(組織)

第3条 協議会の会員は、次に掲げる者のうちから、鎌倉市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 市職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき

は、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条に定める者及びその他協議会が必要と認めた者を会員とする。

3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課に協議会の事務局を置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年(2024 年)11 月 6 日から施行する。